

横浜市立岡津中学校いじめ防止基本方針

(平成29年3月20日改訂)

1 いじめ防止に向けた岡津中学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(法第2条)

〈 いじめを防止するための基本的な方向性 〉

いじめはどの集団、どの学級、どの生徒にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件であり、人として絶対に許されない行為である。そのいじめを防止するために、特定の生徒だけの問題とせず、学校全体、さらに広く社会全体で真剣に取り組む。

いじめの防止に向け、保護者・地域・関係機関と連携を密にするとともに生徒の健全育成をはかり、誰もが安心して豊かな学校・社会の実現に努める。

岡津中学校いじめ防止基本方針

学校教育目標 かけがえのない生徒一人ひとりの自己実現を支援するために

- ねばり強く学び続ける (知)
 - 善悪の判断ができ、相手の気持ちを大切にすること (徳)
 - 自他の生命を尊重し、心身ともに健康な生活ができる (体)
 - 地域社会の一員として行動する (公・開) 力を育みます。
- ・学校教育目標の具現化に向け、自他の生命を尊重し、心身ともに健康な心と体の育成に取り組めます。
 - ・横浜子ども会議でのアピール文「想 ～相手と心から向き合おう～」を受け、生徒会を中心に生徒自ら未来に夢を持ち、互いの違いを認め合い、主体的にいじめのない活動・学校づくりに努めます。
 - ・いじめ根絶に向け、保護者・地域・関係機関との連携や情報交換に努めるとともに様々ないじめ防止対策に協働して取り組めます。

2 いじめ防止組織の設置及び組織的な取組

いじめ防止対策委員会

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任・(養護教諭・個別支援級代表)

* 必要に応じて外部専門職 (SC、SSW等) の参加
週3 (月・水・金) 朝の会合+臨時会議

- 【役割】
- 日常より生徒の学校生活での動向等の情報交換を密にし、教職員の共有化を図る。
 - いじめ事案に対して、学校の中核となり、組織的な取組を行う。
 - いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担の中核となる。
 - いじめに関する重大事態の発生時に、調査・判断・対応の中核となる。
 - 「いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う

↑↓
岡津中懇話会
学家地連

↑↓
横浜市教育委員会
西部児童相談所
泉警察署・泉区役所
横浜総合相談センター

【 いじめ防止対策年間計画 】

	行 事 ・ 活 動	
4月	○入学式 ○生徒理解研修 ○学級懇談会 ○教育相談 ○家庭訪問 ○全校朝会	生徒理解、保護者との連携と情報収集
5月	○生徒朝会 ○校外行事 ○小中一貫ブック研修 ○学級懇談会	生徒の主体的活動、生徒の状況把握、教職員研修
6月	○生徒朝会 ○校外行事 ○生徒総会 ○校内平和スピーチコンテスト	生徒の主体的活動、生徒の状況把握、教職員研修
7月	○個人面談 ○いじめ防止アンケート ○道徳校内研究授業 ○全校・学年集会 ○学習相談	保護者との連携と情報収集、 生徒の状況把握、教職員研修
8月	○人権作文コンクール ○校内研修(人権・特別支援教育) ○教育相談	生徒の主体的活動、教職員研修
9月	○生徒朝会 ○小中一貫教育研究会	生徒の主体的活動、教職員研修
10月	○全校朝会 ○文化祭 ○体育祭 ○道徳校内研究授業	生徒の主体的活動、状況把握
11月	○生徒朝会 ○教育相談 ○生徒指導研修会	生徒の主体的活動、教職員研修
12月	○生徒朝会 ○人権学習(人権週間・人権標語) ○個人面談 ○いじめ防止アンケート ○学年集会 ○道徳校内研究授業 ○いじめ解決一斉キャンペーン	保護者との連携と情報収集、生徒の主体的活動
1月	○全校朝会 ○年度末反省	生徒の主体的活動、状況把握
2月	○新入生保護者説明会 ○新年度方針	保護者への啓発、生徒の主体的活動、教職員研修
3月	○生徒朝会 ○学年集会 ○1年間の振り返り ○新年度準備	生徒の状況把握
年間	○連絡調整会議の開催(週水1授業時) ○特別支援教育委員会(毎月)	生徒の状況把握

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

〈 いじめの防止 〉

- ・中期学校経営方針に基づいて、人権教育及び道徳教育全体計画に位置づけるとともに道徳の授業を中心としたあらゆる場面において「いじめ根絶」を推進します。
- ・特別活動や生徒会活動、部活動において、「いじめ防止」に向けた生徒の主体的な活動を推進します。
- ・各教科において「言語活動」の充実し、コミュニケーション能力向上や思いやりの心の育成を図ります。

〈 いじめの早期発見 〉

- ・日常の学校生活から教職員が生徒の身近にいるよう心掛け、生徒との信頼関係を構築します。
- ・教育相談やいじめ防止アンケートを実施し、いじめの実態把握に努めます。
- ・保護者との面談や家庭訪問、懇談会を通して、情報収集や保護者に対する様々な啓発活動を図ります。

〈 いじめに対する措置 〉

- ・教職員指導体制の確認と共通理解
- ・被害生徒の保護、継続的ケア
- ・加害生徒への聞き取りと指導
- ・保護者との連携
- ・関係機関、専門機関との連携
- ・支援生徒集団の育成

〈 教職員研修の充実 〉

- ・生徒理解やいじめ防止、人権等に関わる教職員研修を実施し、教師力の向上を図ります。

4 重大事態への対応

岡津中学校
いじめ防止対策委員会

- ・いじめ行為の事実関係の明確化
- ・明らかになった事実関係を被害生徒及び保護者に適切に情報提供を行います。

